



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

765	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(危機管理・消防課).....	1
766	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
767	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	3
768	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	3
769	生活保護法による施術機関の指定	(").....	3
770	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	4
771	〃	(").....	4
772	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	4
773	〃	(").....	5
774	指定納付受託者の指定	(企業振興課).....	5
775	寄附金の収納事務の委託	(").....	5
776	保安林の指定	(森林整備課).....	6
777	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	6
778	漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生の同意	(資源管理課).....	6
779	公共測量の終了	(技術調査課).....	7
780	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	7
○ 公安委員会告示			
25	遊泳区域の指定	 7

告 示

和歌山県告示第765号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地 域	講習種別	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
	2	令和5年10月5日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
	3	令和5年10月5日	午後1時30分から	同上	同上

和歌山	3	令和5年10月24日	午前9時30分から	同上	同上
	1	令和5年10月24日	午後1時30分から	同上	同上
	1	令和5年11月7日	午前9時30分から	同上	同上
	3	令和5年11月7日	午後1時30分から	同上	同上
有田	2	令和5年10月10日	午後1時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27番地
	1	令和5年10月12日	午前9時30分から	同上	同上
	3	令和5年10月12日	午後1時30分から	同上	同上
田辺	1	令和5年10月19日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	令和5年10月19日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	令和5年11月2日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441番地8
	3	令和5年11月2日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和5年8月21日（月）から同月25日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会又は和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2263

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社仁昌堂	橋本市古佐田1-3-17	居宅介護支援事業所 ごもうのいえ	橋本市胡麻生700-20	居宅介護支援	令和 2.1.31
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市直川565-7	ケアセンターおたっ しゃ倶楽部 伊都・ 橋本事業所	橋本市高野口町伏原 243	訪問介護・介護予 防訪問介護	令和 4.12.31
紀南農業協同組合	田辺市朝日ヶ丘24-1 7	JA紀南訪問介護事業 所	田辺市高雄三丁目22 -19	訪問介護・介護予 防訪問介護	令和 5.3.31

和歌山県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
田医新 56-26	山本小児科医院	田辺市湊47番35号	令和 5.5.16

和歌山県告示第768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
伊医新 7-26	社会福祉法人聖愛会聖愛会診療所	伊都郡高野町高野山44-35	令和 5.5.1

和歌山県告示第769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
新は新 3-05	東宜伸	エン鍼灸院（はり・きゅう） 新宮市清水元2-2-18	令和 5. 4. 24

和歌山県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	変更事項（指定事業所の所在地）		変 更 年 月 日
				旧	新	
西訪新 3-26	有限会社ささゆり	西牟婁郡上富田町市ノ瀬996-1	訪問看護ステーションささゆり	西牟婁郡上富田町市ノ瀬996-1	田辺市本宮町本宮667-6	令和 2. 11. 1

和歌山県告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
西医新 36-26	牟婁あゆみ園医務室	あゆみ診療所	西牟婁郡上富田町岩田2457-1	令和 4. 11. 1

和歌山県告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社仁昌堂	橋本市古佐田1-3-17	訪問介護ごもうのいえ	橋本市胡麻生700-20	訪問介護	指定事業所の所在地	橋本市胡麻生700-28	橋本市胡麻生700-20	令和 元. 7. 1

株式会社 通	和歌山市黒田 279-4	ケアランド 伊都	橋本市高野口 町向島171-4	通所介護	指定事業所 の所在地	伊都郡かつ らぎ町笠田 東72-3	橋本市高野 口町向島17 1-4	令和 4.8.1
-----------	-----------------	-------------	--------------------	------	---------------	-------------------------	------------------------	-------------

和歌山県告示第773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の 名称	主たる事務所 の所在地	指定事業所 の名称	指定事業所 の所在地	サービス の種類	変更事項	変更前	変更後	変更 年月日
有限会社さ さゆり	西牟婁郡上富 田町市ノ瀬99 6-1	訪問看護ス テーション ささゆり	田辺市本宮町 本宮667-6	訪問看護・ 介護予防訪 問看護	指定事業所 の所在地	西牟婁郡上 富田町市ノ 瀬996-1	田辺市本宮 町本宮667- 6	令和 2.11.1

和歌山県告示第774号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社MotionGallery

東京都中央区日本橋横山町5番13号

2 指定納付受託者が納付する歳入等

ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金歳入（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）

3 指定納付受託者の納付方法

(1) 次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法

VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover

(2) 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する納付方法であって、次の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）が運営するもの

KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

4 指定期間

令和5年4月28日から令和6年3月31日まで

和歌山県告示第775号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納の事務を委託した。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 委託の相手方
株式会社MotionGallery
東京都中央区日本橋横山町5番13号
- 2 委託した寄附金
ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金
- 3 委託期間
令和5年4月28日から令和6年3月31日まで

和歌山県告示第776号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 田辺市龍神村宮代字山道地1491の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第777号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。
令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
有田箕島漁業協同組合の地区	有田市宮崎町（逢井を除く。）に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業を主とする漁業	箕島町船びき網

和歌山県告示第778号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

加入区の名称 和歌浦及び那智

和歌山県告示第779号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間 令和4年11月22日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

和歌山県告示第780号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年6月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

中原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	有田郡	有田川町	中原	平ラ	449番1	
2号	〃	〃	〃	〃	455番	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	〃	459番2	道路敷
6号	〃	〃	〃	〃	460番	

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第25号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和5年6月23日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和5年7月1日から同年8月31日まで
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和5年7月1日から同年8月27日まで